第六十九号）第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第三章の二の規定により防衛特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第百二十九条第一項、第百三十五条及び第百三十七条の規定の適用については、その課された防衛特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。

第九十三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中租税特別措置法第八十八条の八の改正規定を削る。

第十一条中租税特別措置法第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項の改正規定を削る。

附則第一条第十二号を次のように改める。

十二　第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定　令和十六年四月一日

附則第八十二条を次のように改める。

第八十二条　削除

第九十四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十八条第二項中「第十一項及び第十二項第一号」を「第十三項及び第十四項第一号」に改める。

附則第百三十六条第二項中「四年新震災特例法第十七条の二第三項の」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第三項の」に、「既に四年新震災特例法」を「既に令和八年旧効力震災特例法」に、「おいて四年新震災特例法」を「おいて令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第十項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に、「四年新震災特例法第十七条の二の三第二項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第四項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第四項」に改め、同条第十三項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第七項において準用する同法」に改め、「と、「」の下に「令和八年旧効力震災特例法」を加え、「第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に改め、同条第十四項中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に、「、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」を「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項並びに第十七条の三の二」に改める。

第九十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中「第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件」を「第二十五条の二第五項の規定の適用を受けるために必要とされる要件」に改める。

附則第八十三条第二項中「特定復興産業集積区域（新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第三項の項において同じ。）に」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）に」に、「を新震災特例法」を「を令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第二号中「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

附則第九十五条第二項中「特定復興産業集積区域（新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）」に、「をいう。以下この項において同じ。）に」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）に」に、「を新震災特例法」を「を令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第一号イ及び第二号中「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第九十六条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「課税の特例（第三十七条―第四十二条）」及び「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第四十三条）」を「削除」に改める。

第三章第二節第二款及び第三款を次のように改める。

第二款　削除

第三十七条から第四十二条まで　削除

第三款　削除

第四十三条　削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人に関する旧復興特区法第三十七条第二項から第五項まで（旧復興特区法第三十八条第二項又は第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表並びに旧復興特区法第四十三条の規定による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第九十八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第九十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）

第百一条　令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。